

(2026年6月29 日発表)

6月30日～ 静岡市議会 令和7年度政務活動費収支報告書等の公開

【趣旨・背景】

- ・政務活動費は、地方自治法第100条第14項および第15項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。
- ・静岡市では「静岡市議会政務活動費の交付に関する条例」を制定し、これに基づき政務活動費を会派に交付しています。
- ・政務活動費の使途の透明性の確保を目的として、「静岡市議会政務活動費の交付に関する条例」第10条の規定に基づき、令和7年度政務活動費の収支報告書及び領収書等を、6月30日(火)から静岡市議会ホームページ及び静岡市議会事務局で公開します。

【公開概要】

日時:2026年6月30日(火曜日) 9時から

公開方法:

静岡市議会ホームページ

URL: <https://www.city.shizuoka.lg.jp/gikai/s006792.html>

静岡市議会事務局(葵区追手町5番1号 静岡庁舎本館2階)

議会事務局での閲覧を希望する場合は、議会事務局(議事・調査法制課)へお申し出ください。

【問い合わせ先】

議会事務局 議事・調査法制課(静岡庁舎本館2階)、担当者:岩見・坂田 電話:054-221-1481